

藤沢市障がい児者一時預かり事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家族介護者等の緊急時等において障がい児者の一時預かりを行う社会福祉法人等に対して補助金を交付することについて、藤沢市社会福祉法人助成に関する条例（昭和44年藤沢市条例第28号。）及び藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、障がい児者一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）で市長が必要と認めたものとする。

2 補助対象経費は、一時預かり事業を行うために要する人件費に相当する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める額を上限とし、予算の範囲内で補助するものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期限)

第4条 規則第3条の規定による補助金交付申請書（第1号様式）の市長への提出は、次の書類を添えて毎年度事業開始日までに行わなければならない。

- (1) 事業実施責任者及び職員名簿
- (2) 資格証明書（社会福祉士、介護福祉士、看護師等）
- (3) 事業収支予算書（第2号様式）
- (4) 事業実施計画書

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業に着手するときにあつ

ては、事業着手届け（第4号様式）を、完了したときにあつては、事業完了届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の計画変更）

第7条 第5条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに一時預かり事業計画変更承認申請書（第6号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、一時預かり事業計画変更承認通知書（第7号様式）により通知する。

（補助金の交付時期）

第8条 規則第7条のただし書により補助金は、四半期ごとに交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を交付を受ける期日までに市長に提出しなければならない。

（事業実績報告書の提出）

第9条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、速やかに一時預かり事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、翌年度の4月10日までに市長に提出しなければならない。

- （1）当該事業の成果を記載した書類
- （2）収支決算書（第9号様式）

（備付帳簿）

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、随時帳簿等を調査することができる。

（補助決定の取消し及び返還命令）

第11条 市長は、この要綱の規定により助成を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）書類の記載事項について事実と相違したとき。
- （2）補助の対象となっている事業を、他の事業所に委託したとき。

(3) その他不正行為があると認められたとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成32年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	補助額（年額）	内訳
支援員	7,200,000 円	3,600,000 円×2名
看護師	5,000,000 円	5,000,000 円×1名